

# 佐世保工業高等専門学校学生準則

(平成16年4月1日制定)

佐世保工業高等専門学校学生準則(昭和37年4月1日制定)の全部を改正する。

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 学生(以下、専攻科学生を含む。)は学則、学生準則その他の規則を遵守し、本校学生としての本分を全うするよう常に心がけなければならない。

## 第2章 入学誓約書及び保護者等

(入学誓約書)

第2条 入学を許可された者は、所定の期日までに別記様式第1号による保護者等連署の入学誓約書を提出しなければならない。

(保護者等)

第3条 保護者等となる者は、独立の生計を営む成年者で次の各号のいずれかに該当しないものでなければならない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 破産者でいまだ復権しない者
- 三 成年被後見人及び被保佐人

(保護者等の変更)

第4条 保護者等が死亡し、又は資格を失った場合及び住所に変更が生じたときは、直ちに校長に対し、新たに保護者等となる者を定めて、別記様式第2号による保護者等(住所、氏名)変更届を提出しなければならない。

## 第3章 学生証

(携帯)

第5条 本校の学生は、1年生と4年生の初め本校において交付する学生証の交付を受けて常時これを携帯し、本校職員の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

(返納)

第6条 学生証は、その有効期間を終了したとき、又は退学するときは、校長に返納しなければならない。

(再交付)

第7条 学生証を紛失し、又は毀損したときは、直ちに校長に届け出て、再交付を受けなければならない。

## 第4章 休学、退学、欠席等

### (休学)

第8条 学生は、疾病その他の事由により、継続して3か月以上修学することのできない見込のときは、医師の診断書又は詳細な事由書を添え、学級担任を経て、校長に対して別記様式第3号による休学願を提出して、その許可を受けなければならない。

### (復学)

第9条 休学した者が、休学の事由がなくなったことにより復学しようとするときは、別記様式第4号による復学願を学級担任を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。この場合、疾病により休学した者は、医師の診断書を添えなければならない。

### (退学)

第10条 学生が退学しようとするときは、別記様式第5号による退学願を学級担任を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。

### (改氏名等)

第11条 学生は、改氏名その他一身上の異動があったときは、直ちに学級担任を経て校長に届け出なければならない。

### (住所変更)

第12条 学生が住所を変更したときは、直ちに別記様式第6号による住所変更届を学級担任を経て校長に提出しなければならない。

### (欠席)

第13条 学生が欠席しようとするときは、事前に理由を明記して、学級担任を経て校長に別記様式第7号による欠席届を提出してその許可を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により事前に提出できないときは、その理由を明記して、事後直ちに提出しなければならない。疾病のため引続いて1週間以上欠席するときは、医師の診断書等を添えるものとする。

### (欠課)

第13条の2 学生が欠課しようとするときは、事前に理由を明記して、学級担任を経て校長に別記様式第7号の2による欠課届を提出してその許可を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により事前に提出できないときは、その理由を明記して、事後直ちに提出しなければならない。

### (忌引)

第14条 父母近親の喪に服するときは、別記様式第8号による忌引願を学級担任を経て、校長に提出してその許可を受けなければならない。忌引の期間は、父母7日、祖父母・兄弟姉妹3日、伯叔父母・曾祖父母1日とする。

## 第5章 服装

### (服装)

第15条 制服、制帽及び徽章の制式並びに着用については別に定める。

2 学生が制服以外の服装を着用するときは、本校学生としての体面を失わないように留

意しなければならない。

## 第6章 健康診断

### (健康診断)

第16条 学生は、毎年の定期又は臨時の健康診断及び予防接種を受けなければならない。

第17条 校長は、必要に応じて学生に治療を命ずることがある。

## 第7章 学生会等

### (学生会)

第18条 本校に本校学生全員をもって構成する学生会を置く。

第19条 学生会について必要な事項は別に定める。

### (団体結成)

第20条 学生が、本校の学生をもって会員とする体育活動、文化活動等の団体を結成しようとするときは、指導教員を定め、団体の規約並びに指導教員及び会員の名簿を添え、責任代表者2名以上の署名のうえ、学生主事を経て、校長に別記様式第9号による学生団体結成願を提出して、その許可を受けなければならない。

第21条 前条の団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長がその解散を命ずることがある。

### (校外団体参加)

第22条 学生が団体として校外団体に参加しようとするときは、当該校外団体の目的、規約及び役員に関する事項並びに参加の目的を記載した文書を添え、責任代表者の署名のうえ、学生主事を経て校長に別記様式第10号による校外団体参加願を提出して、その許可を受けなければならない。

第23条 前条の校外団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長は許可を取り消すことがある。

## 第8章 集会

### (集会)

第24条 学生が、校内において、又は校外において本校名を使用して集会、催物その他の行事を行おうとする場合は、目的、期日、施設設備の名称、参加数等を記載した別記様式第11号による集会（催物その他の行事）許可願を1週間以前に、責任代表者から学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合、その実施に関しては学生主事の指示に従うものとする。

第25条 前条の場合、本校学生の本分にもとるような行為が認められるときは、その中止を命ずることがある。

## 第9章 印刷物等の配布及び販売

### (印刷物等の配布・販売)

第26条 学生が、校内において、又は校外において本校名を使用して雑誌、新聞、パンフレット等の印刷物を配布し又は販売しようとするときは当該印刷物2部を学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

## 第10章 掲示

(掲示)

第27条 学生が校内において、又は校外において本校名を使用してビラ、ポスター類を掲示しようとするときは、当該掲示物の写を添えて当該掲示物を学生主事に提出して、その許可を受けなければならない。校内に掲示するときは本校の定める掲示場に掲示しなければならない。

## 第11章 施設、設備の使用

(施設・設備の使用許可)

第28条 学生及びその団体が、本校の施設、設備を使用しようとする場合はその目的、期日、施設、設備の名称を記載した別記様式第12号による学校施設設備使用許可願を不動産管理役に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、日常その使用を認められた施設、設備についてはこの限りではない。

- 2 体育館、敬愛館及び成和館については生活支援係が、その他の施設及び設備については教育支援係が事務を担当する。
- 3 使用を許可できない場合のみ、生活支援係または教育支援係の担当者が、申請者に理由を連絡する。

## 第12章 雑則

第29条 本則施行に際して必要あるときは、さらに施行細則を定める。

附 則

この準則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、令和3年11月1日から施行する。